

ID: 193

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	退場命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立小学校及び中学校水泳プール管理規則 第5条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第9号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用の禁止) 第5条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、プールへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1) 公序又は風俗を乱すおそれがあると認める者 (2) 感染性疾患を有する者又はめいてい者 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をし、又は不要な物品を携帯する者			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 238

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	利用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第7条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第29号		
【基準】 第7条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (利用の取消し) 第7条 教育委員会は、この規則又は指示に従わない利用団体(当該規則又は指示に従わない者の属する団体を含む。)に対しては、体育施設の利用の許可を取り消すことができる。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第150号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。 2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由で 使用不能となったとき、又は市長が特別な事情があると認めたときは、その全部又は一部 を還付することができる。 「総合体育館窓口業務マニュアルによる。」			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 教育委員会事務局 体育振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条(第6条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第30号		
【基準】 第5条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の制限等) 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用者が不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 使用者が条例第5条第2項の規定による使用許可条件に違反したとき。 (3) 使用者が条例又はこの規則に違反したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると教育委員会が認めたとき。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日